

平成24年6月6日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

**証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する
有価証券上場規程等の一部改正に係る実務上の取扱い等について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所市場の円滑な運営にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成24年6月8日から施行します。

今般の規則改正について、上場会社の実務上特に留意すべき事項を中心に、下記のとおり実務上の取扱い等を取りまとめましたので、ご通知申し上げます。上場会社各位におかれましては、規則改正及び本通知の内容を十分にご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【別紙資料】

- 別紙1 「独立役員届出書」新フォーマット（Excel ファイル）（再掲・変更なし）
- 別紙2 独立役員の確保にかかる実務上の留意事項（平成24年6月改訂版）
- 別紙3 コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（平成24年6月改訂版）
- 別紙4 独立役員制度の見直しに関するよくある質問と回答（再掲・変更なし）

（注1）有価証券上場規程等の一部改正の内容については、平成24年6月6日付通知（「証券市場の信頼回復のためのコーポレート・ガバナンスに関する有価証券上場規程等の一部改正について」）をご参照ください。

（注2）別紙資料のうち、別紙1・別紙4については、平成24年4月26日付 名証自規G第10号「「独立役員届出書」の新フォーマット等について」においてご通知したフォーマット・資料を再掲するものであり、変更はありません。

別紙2については、上場会社の皆様からのお問い合わせが多い箇所について、意味内容を明確にする観点からの加筆・修正を行っています。

記

1. 独立役員に関する情報開示の拡充

(1) 独立役員届出書における記載

今般の規則改正では、独立役員として指定する者が次の a ～ c に該当する場合に、これらの事由に該当する旨及びそれぞれの概要を独立役員届出書に記載するものとしています。

- a 上場会社の取引先又はその出身者
- b 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- c 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

【有価証券上場規程に関する取扱い要領 10 の 4 (5) b】

また、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、開示加重要件への該当状況や属性情報に関する記載を行うこととします。

以上の記載内容の変更に伴い、独立役員届出書の様式も変更となります。独立役員届出書の新フォーマットについては、別紙 1 をご参照ください（平成 24 年 4 月 26 日付でご通知したフォーマットから変更はありません）。

○別紙 1 「独立役員届出書」新フォーマット (Excel ファイル)

今般の規則改正によって新たに追加された記載事項の詳細や、独立役員届出書の新フォーマットにおける記載の方法については、別紙 2 をご参照ください（平成 24 年 4 月 26 日付でご通知した内容に、上場会社の皆様からのお問い合わせが多い箇所について、意味内容を明確にする観点からの加筆・修正を行っています）。

○別紙 2 独立役員の確保に係る実務上の留意事項（平成 24 年 6 月改訂版）

(2) コーポレート・ガバナンスに関する報告書における記載

前 (1) の独立役員届出書における記載事項として追加された内容を、コーポレート・ガバナンスに関する報告書においても開示することとしています。今般の規則改正に伴って、報告書のフォーマット自体には変更はありません。記載要領のみが変更となっており、既存の記載欄に、記載内容を追加していただくこととなります。上場会社は、平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の終了後（3 月 31 日を事業年度末とする上場会社の場合、本年の定時株主総会の終了後）遅滞なく、改訂後の記載要領に基づく同報告書の提出を行ってください。記載要領の詳細については、別紙 3 をご参照ください。

○別紙 3 コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領（平成 24 年 6 月改訂版）

2. 独立役員等に関する情報の提供

今般の規則改正において、独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報を、株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するように努めるものとする規定を新

設しています。この規定により上場会社に具体的な行為を義務づけるものではありませんが、例えば、以下のような対応を実施していただくことが考えられます（以下はあくまでも一例であり、これらに限られるものではありません）。

○株主総会参考書類の役員選任議案の、個々の社外役員の「その者を社外取締役候補者とした理由」又は「その者を社外監査役候補者とした理由」を記載する箇所に、以下のような事項を記載する。

- ・当該社外役員を独立役員として指定する旨又は既に指定している旨
- ・当該社外役員が当取引所の定める開示加重要件（有価証券上場規程に関する取扱い要領10の4（5）aに列挙されている事由）に該当している場合には、その旨（当該社外役員を独立役員に指定する場合には、それを踏まえてもなお独立役員に指定する理由を含む）
- ・当該社外役員が今般の規則改正によって追加される属性情報の記載事項（本通知文の1.（1）に掲げるa～cの事由）に該当している場合には、その旨及びその概要

○事業報告の「会社役員に関する事項」の一覧表中や欄外の記載において、独立役員に指定されている社外役員を明示する。

本規定は、各上場会社がそれぞれの創意工夫によって、このような株主・投資者への情報提供を行うよう努めていただく趣旨であり、義務づけではないため、当取引所において、各上場会社の記載内容の確認を行うことはありません。どのような記載を行うかは、各上場会社において適宜、ご判断いただくことで差し支えありません。

【上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条の4】

3. 会社法上の内部統制システムの構築・運用

今般の規則改正では、従前から上場会社に対してその整備を決定することを義務付けていた業務の適正を確保するために必要な体制（会社法上の内部統制システム）について、その整備を決定するだけでなく、適切に構築及び運用することも新たに求めることとしています。

これにより、例えば、取締役会において決定された方針どおりに組織体制の構築や社内規則の整備がなされていない事実や、方針どおりに組織体制や社内規則が運用されていない事実など上場会社において会社法上の内部統制システムの構築及び運用に不備のある事実が判明した場合であって、その程度が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼確保の見地から看過することができないと当取引所が認めるときは、当取引所の上場会社に求められる内部統制システムが適切に構築及び運用されていなかったものとして、改善報告書などの上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定める措置を講ずることができることとなります。

なお、当取引所が、平時や個別の不祥事の都度、上場会社の内部統制システムの構築・運用状況を調査・モニタリングすることは想定しておりません。また、例えば会社法上の内部統制

システムの運用状況などについて、コーポレート・ガバナンスに関する報告書などにおいて、上場会社による追加的な開示を求めるものでもありません。

【上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 33 条】

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174

E-mail：syoken@nse.or.jp